

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和 5 年 9 月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: September 6 Meeting
~ Why is the civil conciliation procedure dominating ADR in Japan?~ Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoom リンク送付の都合上、令和 5 年 9 月 4 日（月）までに参加申込みをお願い致します。

記

なぜ民事調停型手続が日本のADRを席卷しているのか
～江戸奉行所裁判の現代への承継～

日 時：令和 5 年 9 月 6 日（水）18:15～20:00

（通常よりも 15 分後ろ倒しの開始となります）

場 所：Zoom+会場（弁護士会館 1703AB 会議室）でのハイブリッド形式での開催

※以下のリンクからご登録いただいた方全員に、Zoom のリンクをお送りいたします。

※会場での参加人数を事前に把握させていただくため、会場でのご参加を希望される場合は、以下のリンクからご登録いただく際に、「会場での参加を希望する。」を選択ください。

報告者：園尾 隆司先生（西村あさひ法律事務所オブカウンセル・元東京高等裁判所 長官代行判事）

内 容：民事訴訟法（明治 23 年第 29 号）第 8 編に仲裁手続が規定されたが、利用されることはなく、民事調停手続がほぼ唯一のADRの状況で戦前期を終え、戦後になっても、家事調停がこれに加わるのみという状態が長く続いた。20 世紀末の司法改革の中で、多数のADR手続が創設されたものの、多くは民事調停手続の変形である。本報告では、なぜわが国のADRにおいて民事調停型手続が席卷しているのかの原因を探り、その問題点は何か、今後、何をどう揺り動かしていく必要があるのかを提示する。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfQgJizYUvcaMFgaHbQjmNpQyF_DALYPYKKyov42r_znC-G4A/viewform?usp=sf_link

において令和5年9月4日（月）までにご登録をお願いします。上記サイトにご登録いただいたメールアドレス宛に Zoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に令和5年9月4日（月）までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851)
令和5年9月6日（水）の研究会に出席します。

ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：
------	-------	--

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX 番号・Email アドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX 番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。